平成２４年（フ）第９０３号
札幌市白石区平和通17丁目北11番３号
債務者　石川　靖子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２０号
札幌市白石区栄通９丁目３番17号　シーゲルハイムＮｏ．１―205号
債務者　佐藤　隆之
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８号
北海道士別市東２条１丁目７番地
債務者　下岡　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第７０号
群馬県高崎市浜尻町761番地12
債務者　関口　聖二
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７７号
群馬県高崎市高浜町1546番地５
債務者　長谷川朋子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３０号
埼玉県所沢市中富南４丁目28番地の８　クレヨンハウス２―101
債務者　羽賀　幸夫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３５号
埼玉県所沢市上新井５丁目16番地の２　ＭＫハイツ203、前住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目35番地の39
債務者　立花　博一（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７５号
埼玉県川越市岸町３丁目５番地８　307
債務者　後藤　雄文
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９０号
埼玉県川越市新富町１丁目６番地11　ダイアパレス川越401号室
債務者　北田　路子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２３号
静岡県伊豆の国市長岡64番地　高野マンション609号
債務者　須田かおり
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
静岡県伊東市湯川692番地の２
債務者　鈴木　裕次
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
静岡県三島市鶴喰24番地の２　県営三島南団地２―407
債務者　舘　　常子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
北海道芦別市北七条西３丁目１番地みずほ団地40号
債務者　今井美榮子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
北海道赤平市北文京町３丁目３番地11
債務者　二ノ上秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
北海道滝川市江部乙町東11丁目11番55号　江南団地17号
債務者　尾張　則子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
神奈川県厚木市妻田北３丁目27番８号　フジコーポラス202
債務者　西塚　克男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８４号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目22番25号　メゾンいづみ201号
債務者　中村　清和
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部